

広島県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和三年十月七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	有料老人ホーム ヴィラみずほ	廿日市市阿品四丁目 51 番 26 号	名称	有料老人ホーム グッドタイムホーム・ 宮島
老人ホーム	特別養護老人ホーム 清鈴園	廿日市市原 362 番 地の 2	所在地	廿日市市原 10362 番地 の 2
老人ホーム	特別養護老人ホーム 洗心園	廿日市市宮浜温泉 一丁目 2 番 18 号	所在地	廿日市市丸石二丁目 7 番 47 号